

CSR 企業評価研究会

個人会員規約

「CSR 企業評価研究会 個人会員規約」（以下、「本規約」）は、CSR 企業評価研究会（以下、「研究会」）の運営事務局である一般社団法人 CSR コミュニケーション協会（以下、「本法人」）と個人会員（以下、「会員」）との関係に適用し、年会費、入退会及び会員の権利義務等、研究会の運営ならびに会員活動の基本的事項を定めます。

【第 1 章 総則】

（会員規約の適用）

第 1 条 本法人は、会員との間に本規約を定め、これにより研究会の運営を行います。また、本法人が随時発表する諸規定も本規約の一部を構成します。

（会員規約の変更）

第 2 条 本法人は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、本法人および研究会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他本法人が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

（用語の定義）

第 3 条 本規約において使われる用語については、次の各号に定義します。

1. 会員とは、研究会の目的に賛同して入会の申し込みをし、本法人理事会にて入会を承認された個人をさします。
2. 書面とは、本法人が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)をさします。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による本法人への通知、連絡も書面と認められます。

【第 2 章 入会申込等】

（入会申込等）

第 4 条 研究会への入会の申込みをする方は「入会申込フォーム」に必要事項を記入して、本法人に提出することとします。また入会申込みによって、本規約に同意したものとみなします。

1. 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、理事会は、第 5 条に定めに従い、入会の承認・不承認を決定しこれを入会申込者に対し通知します。

CSR 企業評価研究会

個人会員規約

(入会の不承認等)

第5条 本法人は、会員になろうとする者が、第4条の申し込みがあったとき、次の各号に該当する場合、入会を承認しないことがあります。

- 1.研究会の趣旨に賛同していない。
- 2.過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として除名または退会処分を受けたことがある。
- 3.第4条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき。
- 4.その他、前各号に準ずる場合で、本法人が入会を適当でないと判断した場合。

(会費)

第6条 会員の会費は「年会費 5,000 円（1 年間有効、税別）」とします。

- 1.会員は第4条第2項により理事会からの入会を承認され、通知を受けた後、速やかに入会した年度の会費を納入しなければなりません。
- 2.納付された年会費は事業年度途中の退会・除名であっても返還しないものとします。

【第3章 会員の権利義務】

(会員の権利)

第7条 会員は次の権利を有します。追加・変更がある場合は随時ウェブサイト上で開示し、そちらを優先することとします。

- 1.研究会に参加ができる。

(会員の義務)

第8条 会員は次の義務を負います。

- 1.研究会の年会費等を納入する。
- 2.研究会の会員同士または会員と本法人が実施する事業を通じて知り合った者と事業を行う場合は、当該会員はただちにその報告を本法人に行うこと。
- 3.会員の登録事項に変更が生じたときは、本法人所定の方法により変更の手続きを行うこと。

【第4章 会員資格の喪失】

CSR 企業評価研究会

個人会員規約

(退会)

第9条 会員が研究会を退会しようとするときは「退会届」(電子書面を含みます)を事務局に提出しなければなりません。

1. 会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものと見なします。

- (1) 所属する企業が解散または破産したとき。もしくは所属する企業を退職したとき。
- (2) 年会費を納入せず、督促後なお納入しないとき。

(除名)

第10条 本法人は会員が次の各号に該当するときは、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の会員資格を停止または解除することがあります。

- (1) 会費が支払われないとき。
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) 本法人、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合。
- (4) 本法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき。
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (6) 本法人、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき。
- (7) 本規約に違反した場合。
- (8) その他、本法人が会員として不相当と判断した場合。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失います。また、未履行の義務及び規則に定めがある場合は、継続して義務を負います。

1. 本法人は、会員がその資格を喪失した場合、既に納入した年会費等は返還しない。

【第5章 会員資格有効期限終了に伴う措置】

(措置)

第12条 会員資格有効期限が過ぎ、本法人からの通知のあとも、本法人が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、本法人に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

CSR 企業評価研究会

個人会員規約

【第 6 章 禁止行為】

(禁止行為)

第 13 条 会員は無断で本法人もしくは研究会の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはいけません。また、第 10 条各号に定める行為、本法人の主旨に反する行為等を行ってはいけません。

【第 7 章 情報管理】

(個人情報の保護)

第 14 条

1.会員の個人情報(企業名・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

2.本法人は、本法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、本法人が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

【第 8 章 知的財産】

(知的財産の帰属)

第 15 条 本法人が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、本法人に帰属します。

(知的財産の保護)

第 16 条 本法人が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、または公表してはいけません。

【第 9 章 損害賠償等】

CSR 企業評価研究会

個人会員規約

(損害賠償)

第 17 条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって本法人が損害を受けた場合、当該会員は、本法人が受けた損害を本法人に賠償することとします。

(免責)

第 18 条 本法人は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、本法人の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

【第 10 章 残存条項】

(残存条項)

第 19 条 退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第 12 条、第 18 条および本条の規定は有効に存続するものとします。

【第 11 章 その他】

(準拠法)

第 20 条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(合意管轄)

第 21 条 会員と本法人の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(規定の追加)

第 22 条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次本法人が定めるものとします。

施行：2018年1月1日